

税金

平成27年度の償却資産、住宅用地、住宅建替用地の申告をお忘れなく

償却資産の申告期限は2月2日(月)まで

27年1月1日現在、耐用年数が1年以上で取得価額が20万円以上の事業用償却資産構築物・機械・車両・工具等を所有している個人・法人事業者は、償却資産の申告が必須です。

26年12月上旬に「償却資産申告書」等を送付しましたの

で、申告期限の2月2日(月)までに申告してください。

★新たに下水道除害施設、ノンフロン製品、大気・土壌汚染に係る抑制施設を取得したかたには特例措置があります。

※詳細は問い合わせ先へ
市内に事業用償却資産を所有しているかたへ

地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行うことができます。

住宅用地、住宅建替用地の申告期限は1月20日(火)まで

26年中に住宅を新築したかたは、その住宅用地(自宅・

アパート・居住部分が4分の1以上の併用住宅などの敷地の申告を行うと固定資産税が軽減されます。

また、居住用の住宅用地で建て替え中の土地について、次の条件すべてに該当するかも固定資産税が軽減されます。

○26年1月1日現在、該当する土地に住宅が建てられている

○おおむね1年間で建て替えが完了する

○建て替え前後の土地と家屋の所有者が原則として同一である

は、廃車や名義変更の手続きをしてくださいます。○転居などで車両の定置場を変更した場合は、速やかに届け出をしてください。

軽自動車税の税率の改定

平成26年度の税制改正に伴い軽自動車税の税率を27

年4月1日から表1・2のとおり変更します。

軽自動車税は毎年4月1日の所有者に課税されますので、所有していない車両

課税課

課税課

課税課

表1 原動機付自転車および二輪車等

Table with 4 columns: 種別, 税率(年額), 26年度まで, 27年度以降. Rows include 原動機付自転車 (総排気量50cc以下, ミニカー), 二輪の軽自動車, 小型特殊自動車, 二輪の小型自動車.

表2 三輪・四輪以上の軽自動車

下記の車種は、初めて車両番号の指定を受けた日(自動車検査証の「初年度検査年月」の日付)によって税率が改正されます。

Table with 5 columns: 種別, 税率(年額), 27年3月31日以前の登録車, 27年4月1日以降の登録車, 登録後13年超(経年重課). Rows include 四輪(乗用, 貨物), 三輪.

※1 27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年経過するまで現行税率のままです。
※2 27年4月1日以降に新規登録する車両は、新税率が適用されます。
※3 新規登録から13年経過した車両(電気軽自動車等を除く)は、グリーン化を進める観点から経年重課の税率が適用されます。(28年度から)
(注) 電気軽自動車等(動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車)については、経年重課の対象外となります。

健康課から

成人健康栄養相談(予約制)

- 市内在住の20歳以上のかた(平成7年3月31日以前生まれ)
1月20日(火)午後1時30分~3時30分(1人約30分)
運動指導室(いきいきプラザ1階)
保健師・管理栄養士・運動指導員による生活習慣・食生活・運動等についての相談、血圧測定
※希望者には体脂肪率の測定を実施します。
健康手帳、健康診断等の結果(お持ちのかた)
1月16日(金)までに電話又は直接健康課(いきいきプラザ2階)へ

健康づくり測定会(骨密度測定)

- 市内在住の20歳以上のかた、各回抽選15名
※骨粗しょう症で治療中のかたは除く。
1月28日(水)午前9時30分、午前10時30分
いきいきプラザ1階
骨密度測定(はだしで測定)
※病気を診断するものではありません。
※年1回測定できます。
※機器の不具合により、ほかの測定に変更する場合があります。
1月6日(火)~13日(消印有効)(下段申込み方法参照)
特記事項 希望時間、生年月日
※窓口申込みの場合は52円はがき(抽選結果通知用)を持参してください。

申込み方法 講座名・住所・氏名(ふりがな)・電話番号と特記事項を明記し、往復はがき又は直接健康課(いきいきプラザ2階)へ

※土地・家屋調査の際に申告書を出したかたは、変更がない限り申告の必要はありません。

課税口座内の少額上場株式等に係る消費税率が5%の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7千500円)です。

課税口座内の少額上場株式等に係る消費税率が5%の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7千500円)です。

課税口座内の少額上場株式等に係る消費税率が5%の場合の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7千500円)です。

平成27年度から適用される住民税(市・都民税)の主な改正点

個人住民税の住宅ローン控除の延長・拡充
住宅ローン控除の対象期間を29年12月31日まで延長します。

また、26年4月1日~29年12月31日に居住を開始したかたで、購入の際の消費税が8%である場合は控除限度額を9万7千500円から13万6千500円に拡大します。

対象期間および控除限度額
26年1月1日~3月31日
所得税の課税総所得金額等の5%(最高9万7千500円)
26年4月1日~29年12月31日
所得税の課税総所得金額

等の上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に対する軽減税率の廃止
上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率は、25年12月31日まで10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていましたが、26年1月1日から軽減税率が廃止され、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となりました。

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設
軽減税率の廃止に伴い、個人の株式市場への参加を促進する観点から、次のとおり非課税措置を創設します。

課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置が創設されます。

非課税対象 非課税口座(非課税の適用を受けるため一定の手続きにより金融商品取引業者の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座)内の少額上場株式等の配当および譲渡益
非課税投資額 毎年100万円まで
※翌年への繰り越しはできません。

保有期間 5年間
※売却しても非課税枠の再利用はできません。
口座開設数 年間1人1口座
※毎年異なる金融機関に口座を開設することができません。

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

課税課

健康

スマートライフ講演会+健康エクスサイズ 講演「男性の更年期」

1月31日(土)午後2時~4時30分

場 スポーツセンター

※駐車場には限りがあります。公共交通機関又は徒歩、自転車でお越しください。

市内在住・在勤のかた、50名程度

講演会、日常生活に取り入れられる簡単な運動指導

※参加人数により、一部内容を変更する場合があります。

講師 黒田克也氏(黒田内科クリニック)ほか

持室内用運動靴、汗ふきタオル

※運動のできる服装で

申電子申請、電話、直接又は往復はがきが必要事項と年齢を明記し、1月16日(消印有効)までにスポーツセンター(〒189-0003久米川町3-1-3015)へ

※参加決定は、1月22日(木)以降に通知します。定員に満たない場合は同日午後1時から電話と窓口で受付(先着順)

★受講時に介助が必要なかたは、事前にご相談ください。

※詳細は市ホームページの「広報ナビ」をご覧ください。

問 スポーツセンター(☎393・9222)

献血にご協力をお願いします

1月20日(火)午前9時30分~正午、午後1時15分~3時45分

場 市民ロビー(本庁舎1階)

問 健康課

健康課

健康課

健康課

健康課

健康課